

長門市教育振興基本計画

平成24年3月

長門市教育委員会

はじめに

長門市教育委員会では、約60年ぶりに改正された教育基本法において、「国の計画を参酌し、地域の実情に応じて計画を策定するよう努めなければならない」とされたことを受けて、平成24年度から5年間の長門市総合計画・後期基本計画」に連動させた長門市教育振興基本計画を策定しました。

この計画は、現行の学校教育や社会教育の取組を再構築し、長門市における教育振興に必要な施策を体系化しております。そして、基本理念を「生涯を通じて自らを磨き・高め、連携して「知」をはぐくむ」とし、教育をめぐる学校・家庭・地域・行政の各主体が「横の連携」を強化し、学校での教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていく「縦の接続」を重視することで、合併後の本市で課題となっているコミュニティの再生も、併せて図っていくものとしております。

学校教育では、東日本大震災の教訓を踏まえ、子どもたちの安全・安心を確保する重要性を改めて認識し、学校施設の耐震化を図るとともに、質の高い教育を支える環境の整備を目指してまいります。

次に、教育内容の充実においては、新学習指導要領に基づき、子どもたちの個性を尊重しつつ能力を伸ばすことで、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けさせるため、市内のすべての小中学校をコミュニティ・スクールとし、この基盤を活かした小中一貫教育による学校づくりを推進してまいります。

また、社会教育では、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育成していく教育支援体制として、各地区の公民館を核とした地域協育ネット事業に取り組んでいきます。

市教育委員会では、教育基本法の「生涯学習の理念」を基本姿勢とし、計画の施策体系を着実に実行することで、地域と連携した教育の推進が図れると考えております。市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成24年3月

長門市教育委員会

委員長	嶋田 靖代
委員	内山 啓
委員	高崎 哲郎
委員	中野 美佐子
委員	江原 健二（教育長）

目次

1 長門市教育振興基本計画の策定	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画の範囲	1
(3) 計画の期間	1
2 基本理念と基本目標	2
(1) 基本理念（重視する基本的な考え方）	2
(2) 基本目標（今後5年間で目指すべき教育の姿）	2
3 施策の基本的な方向と内容	3
(1) 安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備します	3
(2) 子どもたちの個性を尊重しつつ能力を伸ばし、生きる力を育成します	7
(3) 社会全体で、生涯学習の理念に基づく取組を推進します	11
4 各主体の基本的な役割	15
(1) 学校の役割	15
(2) 家庭の役割	15
(3) 地域の役割	15
(4) 行政の役割	15
■長門市教育振興基本計画の体系	16
■用語解説（50音順）	17
■参考資料	19
(1) 長門市の基礎データ	19
(2) 学校教育	20
(3) 社会教育	21
(4) 長門市教育振興基本計画の策定経過	23

1 長門市教育振興基本計画の策定

(1) 計画の位置づけ

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、同法において「地方公共団体においても、国の計画を参酌し、地域の実情に応じて計画を策定するよう努めなければならない」とされています。

そこで、長門市教育委員会では、平成 24 年度から 5 年間の「長門市総合計画・後期基本計画」に連動させた長門市教育振興基本計画を策定します。この計画は、教育振興に必要な施策を体系化し、総合計画における教育の部門計画と連動していきます。

(2) 計画の範囲

教育振興にあたっては、学校教育や社会教育における現行の取組を再構築します。学校教育では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を基盤とした小中一貫教育を優先課題として取り組みます。また、社会教育では、学校・家庭・地域の連携による協働の取組を推進します。

地域の実情にあった長門市の教育振興の推進にあたっては、学校教育や社会教育の取組だけでなく、市長部局と連携した教育にかかわる事業も計画の範囲とします。

(3) 計画の期間

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を、計画期間とします。なお、計画の推進にあたっては、毎年実施している「教育委員会事務の点検及び評価報告」の結果を踏まえ、具体的な事業の執行状況について点検・見直しを行い、より効率的で効果的な教育振興を図ります。

■長門市総合計画と長門市教育振興基本計画

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
長門市総合計画	後期基本計画					→
	実施計画		→	→	→	→
長門市教育振興基本計画						→

※ 長門市総合計画「実施計画」の計画期間は3年間とし、毎年見直しを実施する。

2 基本理念と基本目標

(1) 基本理念 (重視する基本的な考え方)

社会の活力の源泉となるのは、知識や知恵といった知の力です。そこで、教育をめぐる学校・家庭・地域・行政の各主体が、それぞれの立場で「知」をはぐくむ教育の振興に向け、「横の連携」を強化し、社会全体で教育に取り組まなければなりません。

このことは、コミュニティづくりと同時に、働くことや社会とのつながりを子どもたちに示し、将来に向けて視野を広げ、「生きる力」を高めることにもなります。さらに、小・中学校において、ふるさとの歴史や先人の業績を学ぶことで伝統や文化を尊重する態度を養い、金子みすゞさんの感性とまなざしを基調とした「心の教育」を進めることで、郷土を愛し、誇りに思う心をはぐくむことができると考えています。

また、社会においては、学校での教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていく「縦の接続」が一層重要となります。一人一人がより良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにしなければなりません。そこで、だれもが若年期から高齢期までの生涯を通じて学び、その成果を生かすことができる社会の実現をめざします。

基本理念 : 生涯を通じて自らを磨き・高め、連携して「知」をはぐくむ

(2) 基本目標 (今後5年間で目指すべき教育の姿)

基本目標1 : 安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備します

学校施設の建替え・耐震補強を進め、次代を担う子どもたちが、安全で安心に学べる条件を確保します。また、学校教育に関する研究成果を踏まえ、学校教育の情報化の推進など、質の高い教育環境を整備します。

基本目標2 : 子どもたちの個性を尊重しつつ能力を伸ばし、生きる力を育成します

義務教育修了までに、一人一人の学ぶ意欲や学力を向上させるとともに、豊かな心と健やかな体を育成し、すべての子どもたちが自立して社会で生きていく基礎を育てます。

基本目標3 : 社会全体で、生涯学習の理念に基づく取組を推進します

一人一人が個人として自立し、自分を磨きながら充実した人生を実現できるよう、誰もが生涯にわたって学ぶ環境づくりに加え、その成果を生かして社会貢献や新たな挑戦ができる仕組みづくりを推進します。

3 施策の基本的な方向と内容

(1) 安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備 します

【総合計画・後期基本計画】 14-2 学校教育の充実

《基本方針》

■一人ひとりの子どもを大切にした教育活動の展開とともに、学校運営協議会制度を取り入れ、保護者・地域と一体となって信頼される学校づくりを目指します。

《基本目標1》

安全・安心を確保
するとともに、
質の高い教育環境
を整備します

《施策の課題①》 安全・安心な教育を支える環境の整備

《施策の課題②》 質の高い教育を支える環境の整備

《施策の課題③》 地域で子どもたちを育てる環境の整備

《施策の課題①》 安全・安心な教育を支える環境の整備

平成19年3月に策定した「長門市学校施設整備計画（学校施設耐震化推進計画）」に基づき、老朽化した学校施設の建替え・整備、耐震改修等により、子どもたちが安全で安心できる教育環境の整備・充実を図ります。

適正な学校教育を提供するには、一定の規模が必要となります。効率的・効果的な教育行政の運営には、適正な教育環境が必要なことから、平成19年2月に策定した「長門市立小中学校適正配置方針」に基づき、地域性等を思慮する中で、学校の統廃合に取り組みます。

学校給食施設は、将来的に児童・生徒数の減少が見込まれる中、1センター化に向け段階的に統合を図ります。

主な取組	学校施設の耐震化事業	
事業内容	長門市学校施設整備計画に基づき、耐震性の低い校舎・屋内運動場の耐震補強工事を行い、安全で安心な教育環境を整備する。	
成果指標	平成23年度(現状)	平成28年度(目標)
	平成23年4月1日現在は、56.6%の耐震化率	耐震化率100%
担当部署	教育総務課	

主な取組	通学支援事業	
事業内容	児童・生徒の減少により学校を統廃合し、遠距離通学となる地域では、スクールバスの運行や、通学費が多くかかる子どもたちの保護者に対し、経済的な負担を軽減する。	
成果指標	平成23年度(現状)	平成28年度(目標)
	スクールバス (小学生98人、中学生71人) 通学費補助 (小学生109人、中学生89人)	継続実施
担当部署	教育総務課	

※ 成果指標の対象者数は、平成23年4月1日現在の数値

《施策の課題②》 質の高い教育を支える環境の整備

確かな学力の向上、特別支援教育の充実がより一層促進されるよう、研修会の実施等により、教職員の資質向上を図ります。

学校教育の情報化にあたっては、①情報教育の体系的な推進、②教科指導における情報活用能力の育成（電子黒板、デジタル教科書など）、③公務の情報化の推進、以上の三つの側面から環境を整備し、教育の質の向上に努めます。

主な取組	長門市教育研究大会事業	
事業内容	市内全小・中学校の教職員が研究交流する場として、公開で教育研究大会を開催する。また、中学校区ごとの学校教育の研究支援を行う。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	小・中学校からの研究成果の記録 展示： 54 作品	小・中学校からの研究成果の記録 展示： 70 作品
担当部署	学校教育課	

主な取組	学校教育の情報化事業	
事業内容	学校教育の情報化では、教員の情報通信技術に関する指導力が求められていることから、すべての教職員に校務用コンピュータを配備し、教職員の指導力の向上に努めるとともに、公務の負担軽減を図る。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	平成 23 年度当初における教員の校務用コンピュータの整備率は、37.0%である。	教員の校務用コンピュータの整備率 100%
担当部署	教育総務課	

※ 「教員の校務用コンピュータの整備率」は、「教員の校務用コンピュータ台数」を教職員数で除したもので、文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」による。

《施策の課題③》 地域で子どもたちを育てる環境の整備

すべての小・中学校をコミュニティ・スクールとし、地域住民や保護者の声を学校運営に反映させることで、よりよい教育の実現を目指します。

また、子どもたちの健全な育成のためには、地域社会で協力し合う仕組みとして、公民館を核とした「地域協育ネット」を組織し、地域ぐるみの支援の輪を広げます。県から「実践協力校区」に指定された2校区での実績を踏まえ、市内全域で地域教育ネット事業を展開し、協働による教育支援体制を構築します。

こうした取組は、世代や立場などが異なる様々な人が主体的に関わることで、地域コミュニティの再生にも繋がることから、協働に向けた「場」の提供に努めます。

主な取組	コミュニティ・スクール事業	
事業内容	コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が一定の権限をもって学校運営に参画する合議制機関である。学校運営協議会では、学校の管理・経営的な活動ばかりではなく、教育活動の支援が行われ、学校教育の活性化にもなっている。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	指定学校 小学校 11 校 (全校) 中学校 2 校	指定学校 小学校 11 校 (全校) 中学校 6 校 (全校)
担当部署	学校教育課	

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 47 条の 5 (学校運営協議会)

主な取組	地域協育ネット事業	
事業内容	15 年間の子どもの育ちを地域ぐるみで見守り、支援する仕組みとして、概ね中学校区を単位とした市民協働による教育支援体制(地域協育ネット)を、公民館を中心に組織する。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	実践協力校区 2 校 (俵山中学校区、菱海中学校区)	市内全域で、地域協育ネット事業を展開(7 地域)
担当部署	生涯学習スポーツ振興課	

(2) 子どもたちの個性を尊重しつつ能力を伸ばし、生きる力を育成します

【総合計画・後期基本計画】 14-1 就学前教育の充実

《基本方針》

- 幼保一体化などの流れを踏まえ、家庭・地域・教育機関の連携による就学前教育の更なる充実とともに、家庭や地域における教育の推進及び保護者への意欲の醸成に努めます。

【総合計画・後期基本計画】 14-2 学校教育の充実

《基本方針》

- 一人ひとりの子どもを大切にされた教育活動の展開とともに、学校運営協議会制度を取り入れ、保護者・地域と一体となって信頼される学校づくりを目指します。

《基本目標2》

子どもたちの
個性を尊重しつつ
能力を伸ばし、
生きる力を育成
します

《施策の課題①》 知識、思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を育成

《施策の課題②》 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体づくり

《施策の課題③》 特別なニーズに対応した教育の推進

《施策の課題①》 知識、思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を育成

確かな学力の育成にあたっては、全国学力・学習状況調査や地方の独自調査に基づき、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校での指導や教育施策における成果と課題を検証するなど、研修・授業実践・検証のPDCAサイクルを構築します。

小中一貫教育（長門みすゞ学園構想）では、小学校と中学校のカリキュラムを調整し、一貫した計画的・継続的な教育を行います。当面、「生きる力」を育成するという視点で、義務教育の9年間を見通した各教科や領域のカリキュラム作成に取り組みます。

また、小中一貫教育における中学校区単位の教育課題として、キャリア教育や心の教育など、これまでの研究成果を生かし、小学校と中学校が連携して取り組みます。

主な取組	「確かな学力」育成サポート事業	
事業内容	学力・学習状況調査等の結果分析・検証を行い、効果的な取組について協議し、その普及を図りながら、組織的・総合的な学力向上を具体化する。また、全国レベルで先進的な取組を行っている学校を視察研修し、市内の学校での課題や実態に応じた質の高い授業を研究・実践する。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	各学校による学力向上プランの作成	すべての学校が学力向上につながるPDCAサイクルを確立
担当部署	学校教育課	

主な取組	小中一貫教育の推進事業	
事業内容	小中一貫教育では、小学校と中学校のカリキュラムを調整し、9年間の一貫した計画的・継続的な教育を推進する。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	研究事業として、「国語、算数・数学」に関する小中一貫教育に向けたカリキュラムの調査・研究	すべての中学校区で、9年間を見通した各教科や領域のカリキュラムを作成
担当部署	学校教育課	

《施策の課題②》 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体づくり

金子みすゞさんのまなざしと感性を大切に「心の教育」に取り組むとともに、教育相談体制の充実を図ります。

人は「働くこと」を通して人や社会と関わり、その生涯の中で自らの役割の価値を見いだしていく積み重ねが「キャリア」となります。そこで、一人一人の社会的・職業的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる「キャリア教育」の充実を図ります。

すべての小・中学校で、児童生徒の運動習慣の定着や体力向上を目指し、毎年実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、その改善を図ります。

主な取組	教育支援センター事業	
事業内容	教育支援センターでは、教育相談員等が電話や来所・訪問による教育相談活動、不登校児童生徒・保護者・教職員への教育支援活動を行う。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	全相談事案に対して、改善傾向がみられた事案の割合	全相談事案に対して、改善傾向がみられた事案の割合の増加
担当部署	学校教育課	

主な取組	キャリア教育推進事業	
事業内容	小・中学校のキャリア教育担当者と地域の事業所代表により立ち上げた「長門市キャリア教育実践協議会」を継続開催し、本市のキャリア教育の充実を図る。	
成果指標	平成 23 年度 (現状)	平成 28 年度 (目標)
	各学校のキャリア教育の実践 ・体験活動 (小学校) ・職場体験 (中学校)	小・中学校の発達段階に応じたキャリア教育推進のため、全体計画をすべての学校で作成
担当部署	学校教育課	

《施策の課題③》 特別なニーズに対応した教育の推進

特別な支援を要する園児・児童・生徒が増加する中、地域コーディネーターが有する高い専門性を活用し、各園・各校への支援の充実を図ります。

夏季教育研修講座では、本市の教育課題や各学校の児童生徒の状況、社会的要請等を視野に入れた研究課題を設定し、その解決に向けた複数の講座を開設することにより、特色ある教育活動・学校づくりを推進します。

児童・生徒をはじめとする各学校の防災対応能力を高めるため、これまでの防災訓練に加え、さらなる防災教育の推進を図ります。

主な取組	特別支援教育の充実事業	
事業内容	センター校（萩総合支援学校）やサブセンター校（H23 現在 仙崎小学校）の地域コーディネーターが、幼稚園や小・中学校を巡回訪問し、発達検査や教育相談を実施して、発達障害のある幼児・児童・生徒の早期発見、早期支援に努める。また、教職員を対象とした研修会を実施し、教員による支援の質の向上を図り、教育効果を高める。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	5 歳児すこやか相談会の開催 開催回数 2 回 特別支援教育補助教員の研修 開催回数 3 回	5 歳児すこやか相談会の開催 開催回数 3 回 特別支援教育補助教員の研修 開催回数 4 回
担当部署	学校教育課	

主な取組	夏季教育研修講座事業	
事業内容	社会の変化に応じた新たな教育課題や各学校の喫緊の課題に応じた研修講座を開設し、学校の指導体制の強化や教員の資質向上を図る。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	4 講座開設	継続実施
担当部署	学校教育課	

(3) 社会全体で、生涯学習の理念に基づく取組を推進します

【総合計画・後期基本計画】 15-1 生涯学習の推進

《基本方針》

- 公民館が生涯学習の拠点施設としての役割を維持しながらも、さらに様々な地域課題を解決する地域の核となるため、その可能性を探りながら公民館機能の拡充を図ります。
- 図書館が高度化・多様化した市民の要望に対応するため、情報システムの構築や市内外の関係機関と連携した読書環境整備に取り組んでいきます。

【総合計画・後期基本計画】 15-2 生涯スポーツの推進

《基本方針》

- スポーツ活動については、推進体制の整備や競技力の向上及び指導者の育成をすすめ、スポーツの推進を図ります。また、市民の健康増進に向け、誰もが参加しやすい生涯スポーツとして、ウォーキング等の普及を促進します。

【総合計画・後期基本計画】 15-3 家庭・地域・学校の連携

《基本方針》

- 学校・家庭・地域が連携し、学校支援、放課後子ども教室、家庭教育支援等の支援活動を効率的、組織的に推進するため、公民館を核とした市民参画による教育支援ネットワーク（地域協育ネット）を推進します。

【総合計画・後期基本計画】 15-4 人権尊重の推進

《基本方針》

- 『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』の実現に向けて、学校、家庭、地域及び関係機関と連携しながら、「山口県人権推進指針」を踏まえ、人権教育・啓発活動に総合的に取り組みます。

【総合計画・後期基本計画】 16-3 伝統文化の保存・継承

《基本方針》

- 心豊かでうるおいのあるまちづくりの実現のため、伝統文化の発展を支援し、文化財の保護・保存・活用を進めることにより、本市の豊かな自然と長い年月の中で培われてきた歴史や文化の継承を図ります。

《基本目標3》

社会全体で、
生涯学習の理念に
基づく取組を
推進します

- 《施策の課題①》 いつでも、どこでも学べる機会の充実
- 《施策の課題②》 学校・家庭・地域の連携を強化し、学習成果を生かす協働の促進
- 《施策の課題③》 次世代への地域文化の継承

《施策の課題①》 いつでも、どこでも学べる機会の充実

少子高齢化が進展する中で、一人一人が生涯にわたって必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かすことのできる生涯学習社会を目指すため、学校や公民館等を地域コミュニティの拠点とし、地域の人材を発掘しながら、生涯学習の支援体制の充実を図ります。

市民の健康増進のため、いつでもどこでも気軽に楽しめるスポーツとして、ウォーキングやニュースポーツ等の教室を開催し、参加の機会を増やすとともに、これらのスポーツ指導者を育成します。また、総合型地域スポーツクラブの組織づくりを推進するとともに、国体で培ったスポーツ人材や施設を活用したラグビーフットボールの普及・育成に取組み、地域の活性化を図ります。

人権教育を推進するとともに、地域や職場等に対する人権啓発に取り組めます。

主な取組	生涯学習の推進事業	
事業内容	公民館等を地域コミュニティの拠点とし、地域住民に学習の機会や体験学習の場を提供する。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	公民館(9館)の主催事業における利用者数 32,100人	公民館(9館)の主催事業における利用者数 39,600人
担当部署	生涯学習スポーツ振興課	

主な取組	生涯スポーツの推進事業	
事業内容	市民が気軽に参加できるスポーツ教室を開催することで、健康で豊かな生活を送ることのできる体作りの機会を提供する。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	実施回数 3 教室、参加者 90 人 総合型地域スポーツクラブ 団体数 1 クラブ	実施回数 12 教室、参加者 360 人 総合型地域スポーツクラブ 団体数 5 クラブ
担当部署	生涯学習スポーツ振興課	

《施策の課題②》 学校・家庭・地域の連携を強化し、学習成果を生かす協働の促進

子どもたちの健全な育成のために、地域社会で協力し合う仕組みとして、各地域の公民館を核とした「地域協育ネット」を組織し、地域ぐるみの支援を広げていきます。

公民館等で学んだ学習の成果を、地域や学校に還元する機会を提供します。

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、地域や学校の協力を得て、学校施設を活用し、子どもたちが様々な体験学習などができる環境を整備します。

すべての教育の出発点である家庭教育は、保護者が責任をもって子どもの教育にあたることが何よりも重要となることから、保護者に対する学習の機会や情報の提供に努めます。

主な取組	地域協育ネット事業（再掲）	
事業内容	15年間の子どもの育ちを地域ぐるみで見守り、支援する仕組みとして、概ね中学校区を単位とした協働による教育支援体制（地域協育ネット）を、公民館を核として組織する。	
成果指標	平成 23 年度（現状）	平成 28 年度（目標）
	実践協力校区 2 校 （俵山中学校区、菱海中学校区）	市内全域で、地域協育ネット事業を展開（7 地域）
担当部署	生涯学習スポーツ振興課	

主な取組	放課後子ども教室推進事業	
事業内容	小規模の小学校に「放課後子ども教室」を整備する。	
成果指標	平成 23 年度（現状）	平成 28 年度（目標）
	設置箇所数 3 箇所 （俵山小、神田小、向陽小）	設置箇所数 5 箇所 （追加：向津具小、通小）
担当部署	生涯学習スポーツ振興課	

＜施策の課題③＞ 次世代への地域文化の継承

国、県及び市が指定した文化財の保護を図るとともに、地域文化の保存・継承活動の支援を行います。

伝統文化の継承にあたっては、地域の小中学生による「子ども歌舞伎」、「五人三番叟」、「鯨唄」などの取組を支援します。

ラポールゆや（文化ホール施設）では、油谷こどもミュージカルや文化・芸術活動と連携したイベント企画を行い、継続的に地域文化の振興に努めます。

主な取組	文化財の保護・活用事業	
事業内容	国・県・市が指定した文化財を活用した学習の場を通じて、地域住民の文化財への知識を深めるとともに、文化財の調査・保護に取り組む。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	文化財学習の参加者数 70 人	文化財学習の参加者数 100 人
担当部署	生涯学習スポーツ振興課（文化財保護室）	

主な取組	伝統文化の継承事業	
事業内容	多様な地域文化にふれる機会を充実させるため、伝統文化や新たな地域に根づいた文化資源を育てる活動に取り組む。	
成果指標	平成 23 年度(現状)	平成 28 年度(目標)
	伝統文化活動 事業数 11 団体 参加者数 250 人	伝統文化活動 事業数 14 団体 参加者数 330 人
担当部署	生涯学習スポーツ振興課	

4 各主体の基本的な役割

基本理念に基づく基本目標を達成するためには、教育活動の主体となる学校、家庭、地域社会、そして行政に求められる基本的な役割を、各主体が連携して取り組むことが必要となります。

(1) 学校の役割

学校では、子どもの発達段階に応じて、体系的かつ組織的な教育を受け、社会参加するうえで必要となる知・徳・体の調和の取れた「生きる力」を培うこととなります。そのため教員は、子どもへの愛情と責任感、教育者としての高い倫理感と子どもを指導する力量といった総合的な「教師力」をもって指導にあたります。

(2) 家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点として、特に、家族の中で基本的な生活習慣や社会的なマナー、自制心や自立心が育成されるという、重要な役割を担っています。また、家庭での読書や学習の習慣は、学校との連携で子どもの能力を伸ばすことができます。

(3) 地域の役割

地域では、家庭や学校という限定された人間関係だけでなく、日常的に様々な役割を持つ人や異なる年齢層の人と出会うこととなります。また、それぞれの地域における伝統文化や地域活動等を自ら体験することで、地域社会の構成員としての社会性、規範意識等の豊かな人間性を養うことができ、地域が生涯学習の場となります。

(4) 行政の役割

行政は、学校・家庭・地域がその役割を十分に果たせるよう、取り組むべき施策を体系的に位置づけ推進していきます。

学校については、耐震化等の施設整備や教育環境の充実を図ります。また、教育指導を充実させるため、教員の負担軽減を図りながら学校支援や教員研修を実施していきます。

家庭については、学校と家庭とが協力し子どもたちを育てる視点で支援していきます。

地域については、「生涯学習の理念」に沿って、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現に向けて支援していきます。

■長門市教育振興基本計画の体系

基本理念	基本目標	施策の課題	主な取組(事業)
生涯を通じて自らを磨き・高め、連携して「知」をはぐくむ	安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備します	安全・安心な教育を支える環境の整備	・学校施設の耐震化事業
		・通学支援事業	
		質の高い教育を支える環境の整備	・長門市教育研究大会事業
		・学校教育の情報化事業	
		地域で子どもたちを育てる環境の整備	・コミュニティ・スクール事業
		・地域協育ネット事業	
	子どもたちの個性を尊重しつつ能力を伸ばし、生きる力を育成します	知識、思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を育成	・「確かな学力」育成サポート事業
		・小中一貫教育の推進事業	
		規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育成	・教育支援センター事業
		・キャリア教育推進事業	
	特別なニーズに対応した教育を推進	・特別支援教育の充実事業	
	・夏季教育研修講座事業		
	社会全体で、生涯学習の理念に基づき取組を推進します	いつでもどこでも学べる機会の充実	・生涯学習の推進事業
		・生涯スポーツの推進事業	
		学校・家庭・地域の連携を強化し、学習成果を生かす協働の促進	・地域協育ネット事業(再掲)
・放課後子ども教室推進事業			
次世代への地域文化の継承		・文化財の保護・活用事業	
・伝統文化の継承事業			

■用語解説 (50音順)

【あ】

生きる力 (P2)

学校教育において、子どもたちに身に付けさせたい、「知・徳・体」のバランスのとれた力の総称。

【か】

カリキュラム (P8)

学校の教育内容を、発達段階や学習目標に応じて系統的に配列した統合的な計画。

家庭教育 (P13)

学校教育、社会教育と並ぶ教育機能の一つで、家庭において父母その他の保護者が、その子どもに対して行う教育の総称。

キャリア教育 (P8)

児童・生徒が、生涯にわたり、社会との関係の中で自分らしい生き方を展望し、その実現のために相応しい職業観や勤労観の形成に必要な意欲・態度を育てる教育。

教育委員会事務の点検 及び評価報告 (P1)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成20年4月施行)により、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、学識経験者による事務事業の点検・評価を行い、結果について議会への報告と公表を行う。

教育支援センター (P9)

心の悩みを抱えている児童・生徒のため、市教育委員会内に設置された施設。教育支援相談員等が電話や来所、訪問による支援活動を行っている。

教育振興基本計画 (P1)

教育基本法第17条に基づき、国が策定した計画。地方においても、国の計画を参考とし、地域の実情に応じた計画を策定することが努力義務とされている。

心の教育 (P8)

一般的には、道徳教育を含む概念である。長門市では、童謡詩人 金子みすゞさんのまなざしと感性を大切にした「心の教育」を展開している。

コミュニティ・スクール (P1)

(学校運営協議会制度)

保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校が一体となって、より良い学校を作り上げていく制度。この学校運営協議会が設置された学校を、コミュニティ・スクールという。

【さ】

生涯学習の理念 (P2)

誰もが、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会を目指そうという考え方。

小中一貫教育 (P1)

小学校段階と中学校段階のカリキュラムを調整して行う、9年間の一貫した教育。学校行事での児童・生徒の交流、中学校から小学校への出前授業、小・中合同の教員研修やカリキュラム作りに取り組んでいる。

人権教育 (P12)

あってはならない差別や不平等をなくし、克服していこうとする教育。また、人権を守り大切にしようとする意識や行動を育ていこうとする教育。

全国学力・学習状況調査 (P8)

国が、全国的な義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、子どもたちの学力・学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証、改善を図る目的で平成19年度より実施している調査。生活習慣や学習環境等に関する調査を併せて実施し、学力とその相関関係等を分析する。

総合型地域スポーツクラブ（P12）

身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブ。①子どもから高齢者まで、②様々なスポーツを愛好する人々が、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向やレベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される。

【た】

全国体力・運動能力、 運動習慣等調査（P9）

文部科学省が行う国民の体力・運動能力に関する調査。毎年、小学生、中学生から大学生、成年、高齢者に分けて、7から9項目の体力・運動テストを実施している。

確かな学力（P5）

知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた、知・徳・体のバランスのとれた幅広い学力。

地域協育ネット（P6）

山口県が、平成23年度から取り組んでいる学校・家庭・地域が連携して、地域の子どもたちを地域で見守り、育成していく教育支援の体制。

デジタル教科書（P5）

パソコンで読み込み、教科書と同じ内容を電子黒板などで拡大表示し、画像を動かしたり、音声を聞いたり、書き込むことのできるデジタル化された教科書。

特別支援教育（P5）

特別な支援を必要とする子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点で、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う教育。

【な】

長門市学校施設整備計画

（長門市学校施設耐震化推進計画）（P4）

新耐震基準（平成56年施行）以前に建

築された校舎・屋内運動場を対象に耐震新診断を実施し、耐震性のない建物について耐震化を図るため、平成19年3月に策定した平成19年度から10年間の整備計画。

長門市立小中学校適正配置方針（P4）

児童・生徒数の減少による学校の小規模化は、教育環境の面で支障が想定されることから、平成19年2月に策定した平成19年度から10年間の適正配置方針。

【は】

放課後子ども教室（P13）

放課後に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得ながら、学習活動、体験活動等、様々な学びや交流の機会を提供し、放課後における小学校を安全・安心で充実した居場所とする事業。

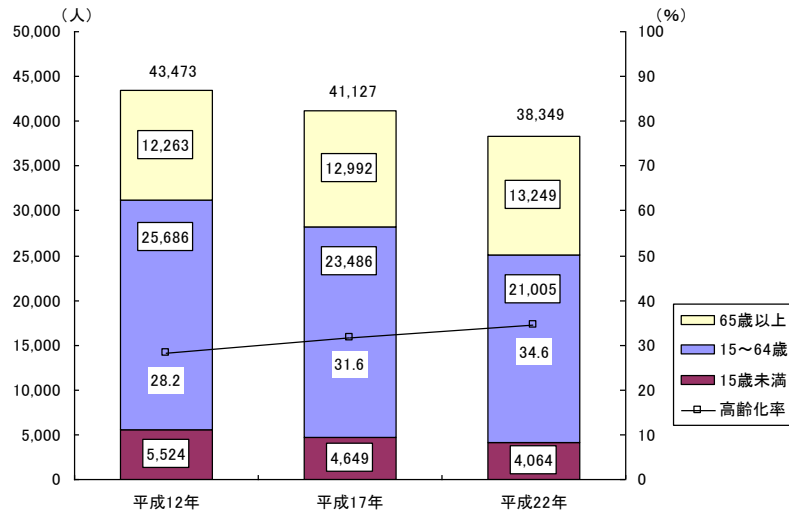
PDCAサイクル（P8）

学校経営の組織マネジメント・サイクル。Plan（目標）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）を意味し、質の向上を図るための体系的な考え方。

■参考資料

(1) 長門市の基礎データ

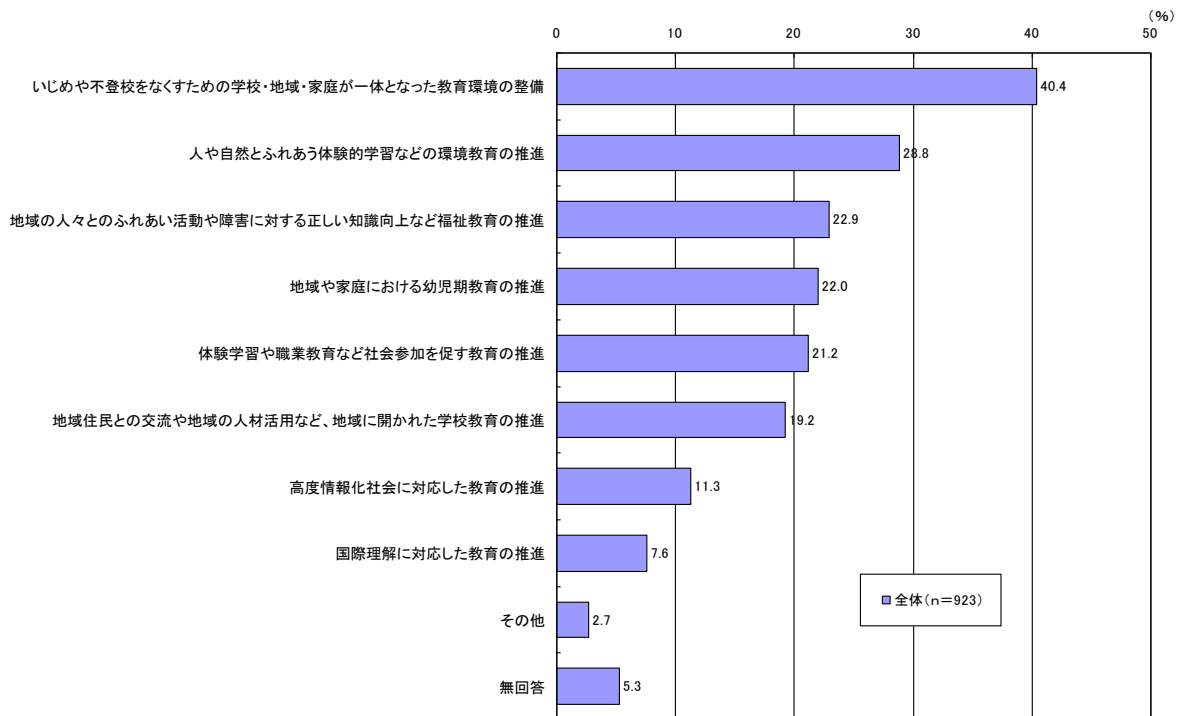
◆ 三世代人口と高齢化率の推移（国勢調査：長門市のデータ）



※ 平成22年人口には、年齢不詳者31人が加わる。高齢化率は、年齢不詳者を除いた数値で算出

◆ 「豊かな人間教育」に対する市民の意見

今後、力を入れるべき教育対策（全体）



※ 出典：「長門市後期基本計画策定に係る市民アンケート調査報告書」平成23年9月

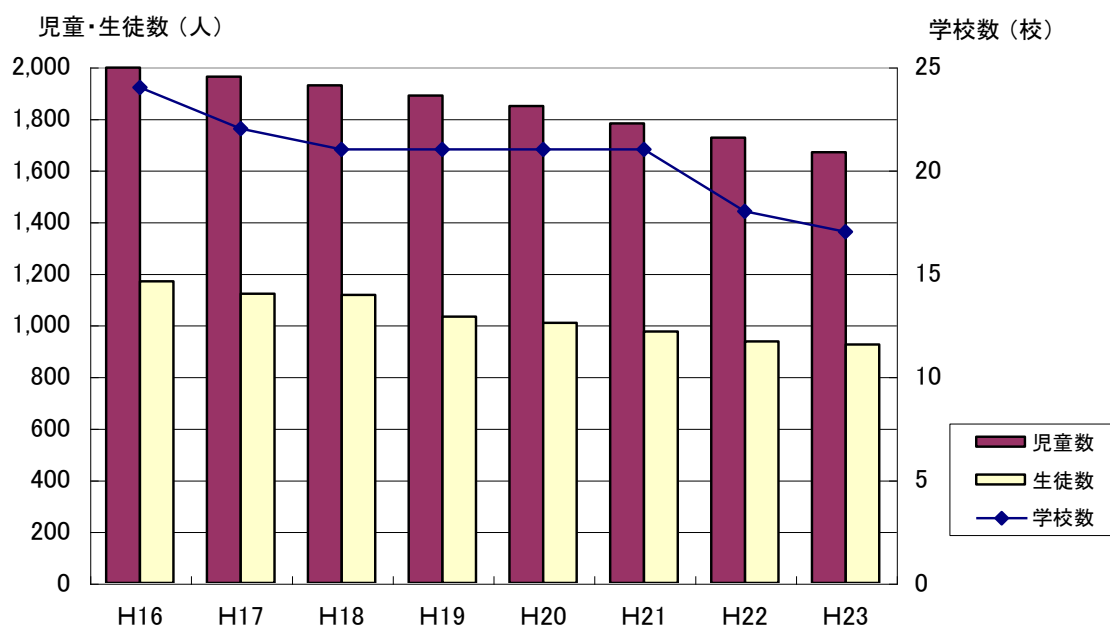
(2) 学校教育

◆ 長門市立の小・中学校数、在籍者数、教職員数（平成23年5月1日現在）

（単位：人）

	学校数	在籍者数(児童・生徒)			教職員数				
		男	女	計	教員 (本務)	教員 (兼務)	事務 職員	学校栄 養職員	その他
小学校	11	871	798	1,669	148	11	13	0	0
中学校	6	461	463	924	98	9	6	1	7
合計	17	1,332	1,261	2,593	246	20	19	1	7

◆ 長門市立の小・中学校（児童・生徒数、学校数）の推移

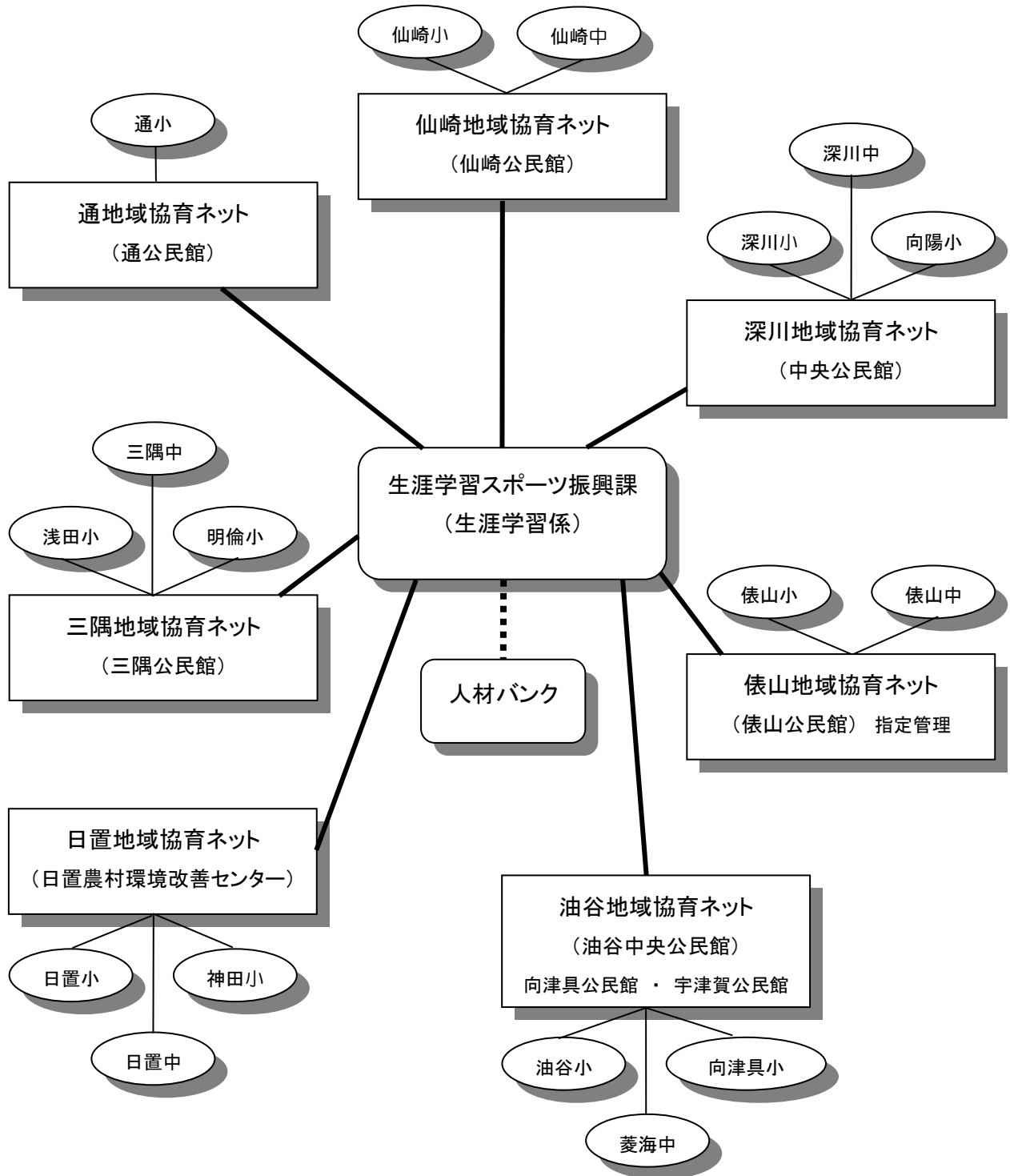


	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
学校数	24	22	21	21	21	21	18	17
児童数	1,996	1,962	1,928	1,889	1,848	1,780	1,725	1,669
生徒数	1,169	1,120	1,116	1,032	1,008	974	936	924
合計	3,165	3,082	3,044	2,921	2,856	2,754	2,661	2,593

※ 平成17年3月22日 市町村合併(長門市、三隅町、日置町、油谷町)

(3) 社会教育

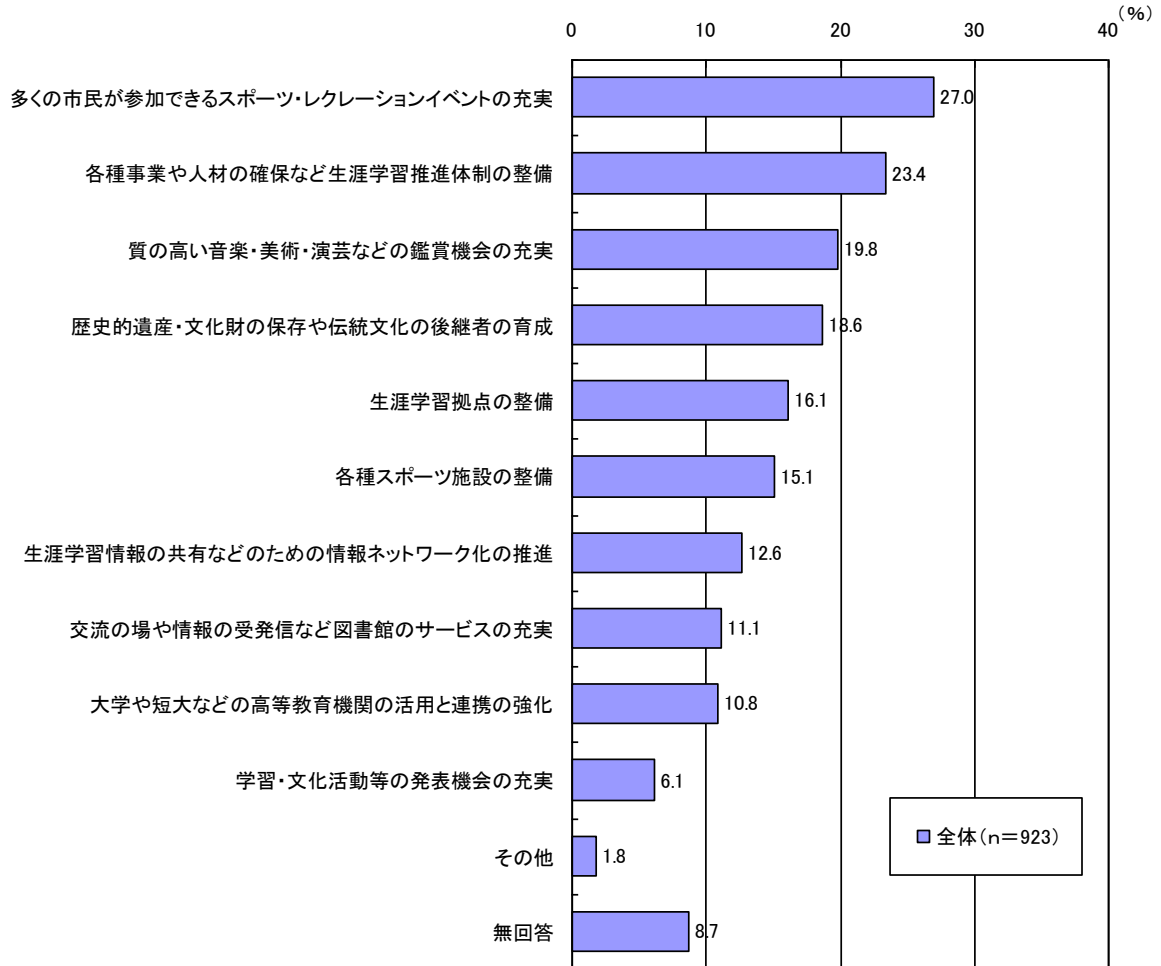
◆ 公民館を核とした「長門市地域協育ネット」体系図



※ 平成 23 年度は、菱海中学校と俵山中学校の2校区が、山口県から「地域協育ネットの推進に係る実践協力校区」に指定されている。平成 24 年度からは、市内全域で「地域協育ネット」を展開する。

◆ 「学習・文化・スポーツ」に対する市民の意見

学習・文化・スポーツ活動の活発化に必要なこと（全体）



※ 出典：「長門市後期基本計画策定に係る市民アンケート調査報告書」平成 23 年 9 月

◆ 指定文化財の状況

(単位: 件)

	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	合計
国指定	3	0	2	7	12
県指定	9	0	7	10	26
市指定	21	0	8	14	43

(平成 24 年 2 月 1 日現在)

(4) 長門市教育振興基本計画の策定経過

年月日	内容	備考
平成23年7月26日	長門市教育委員会	基本計画の策定方針の承認
平成23年8月19日	公民館長等連絡会議	基本計画策定の説明
平成23年8月26日	小中学校長会議	基本計画策定の説明
平成23年9月5日 ～平成23年11月29日	学校運営協議会(12校) PTA役員会(5校)	基本計画策定の説明と意見聴取
平成23年10月31日	社会教育委員会	基本計画策定の説明と意見聴取
平成23年11月22日	長門市教育委員会	基本計画(素案)
平成23年12月9日	小中学校長会議	基本計画(素案)
平成24年2月14日	長門市教育委員会	基本計画(案)
平成24年2月27日 ～平成24年3月19日	長門市教育振興計画(案) に対するパブリックコメント の実施	
平成24年3月23日	長門市教育委員会	基本計画の承認